



令和 4 年度静岡市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	3 1 1, 7 4 1 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	7 8, 9 9 7, 6 8 0 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	2 1 6, 4 3 2 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	7, 0 0 1, 8 0 9 千円
向敷地配水場配水池築造工事、日本平麓ポンプ場外 2 施設築造工事及び管網整備等	
送 配 水 管 布 設	1, 1 6 1 m
導送配水管布設替	3 1, 4 6 5 m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益	1 2, 1 0 8, 0 0 0 千円
第 1 項 営 業 収 益	1 1, 4 3 2, 7 2 9 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	6 5 6, 1 7 6 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 9, 0 9 5 千円
支 出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	1 0, 0 2 6, 0 0 0 千円
第 1 項 営 業 費 用	9, 1 0 3, 5 1 4 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	9 2 1, 4 8 6 千円
第 3 項 予 備 費	1, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,676,000千円は、減債積立金1,530,059千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額604,506千円、過年度分損益勘定留保資金3,178,788千円及び当年度分損益勘定留保資金362,647千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	4,086,000千円
第1項 企 業 債	3,460,000千円
第2項 国庫(県)支出金	166,026千円
第3項 他会計支出金	159,502千円
第4項 負 担 金	300,472千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	9,762,000千円
第1項 建 設 改 良 費	7,140,224千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,420,776千円
第3項 投 資	200,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道マッピングシステム・給水台帳ファイリングシステム等機器設置費	令和5～9年度	53,638千円
上下水道局財務会計システム・給水受付システム機器設置費	令和5～9年度	33,880千円
由比・蒲原地区水運用計画策定業務	令和5年度	23,530千円
駅南配水場整備基本計画策定業務	令和5年度	27,610千円
(仮称)新中町配水池築造に伴う送・配水本管整備基本設計業務	令和5年度	30,000千円
清水谷津浄水場着水井実施設計業務	令和5年度	20,020千円
清水谷津浄水場ろ過池、浄水池及び送水ポンプ施設等更新実施計画策定業務	令和5年度	64,064千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム開発業務	令和5～6年度	232,000千円
駿河区南安倍三丁目送水管布設及び配水管布設替工事	令和5年度	172,000千円
日本平麓ポンプ場外2施設築造工事	令和5年度	292,928千円

事 項	期 間	限度額
葵区足久保口組導水管布設替工事	令和5年度	40,000千円
向敷地配水場配水池築造工事	令和5年度	421,003千円
清水谷津浄水場汚泥掻寄機更新工事	令和5年度	136,961千円
清水谷津浄水場集水井築造に伴う配管工事	令和5年度	167,000千円
八幡配水場改良関連工事	令和5年度	156,484千円
千代田五・六丁目外葵区・駿河区内配水管布設替工事	令和5年度	653,200千円
川合二丁目外葵区内配水管布設替工事	令和5～6年度	276,000千円
石部外駿河区内配水管布設替工事	令和5～6年度	250,500千円
迎山町外清水区内配水管布設替工事	令和5年度	431,820千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	3,460,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和4年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,497,069千円
- (2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、93,952千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,500千円と定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田辺信宏